

同志社法学第二〇卷総目次

自第一
至第一〇七号
一二二号

論 説

卷 号 号 頁

不法行為責任の展開	藤倉皓一郎	一一〇	一（一〇七）	一（一）
——「損害負担」理論にかんする一考察——				
J・ベンサムとイギリス法理学の誕生	深田 三徳	一一〇	二（一〇八）	一（一三九）
福沢における「抵抗」の論理と展開	西田 穀	一一〇	三（一〇九）	一（一七七）
——近代日本の政治倫理——				
政治哲学序説（一）	今井 仙一	一一〇	四（一一〇）	一（三六五）
近世後期の部落差別政策（上）	井ヶ田良治	一一〇	四（一一〇）	二八（三九二）
代表政と直接政との関係（一）	山本 浩三	一一〇	五（一一一）	一（四四九）
——ミルキヌ・ゲツェヴィチの憲法思想の研究（その一）——				
政治哲学序説（二）	今井 仙一	一一〇	五（一一一）	二八（四七六）
近世後期の部落差別政策（下）	井ヶ田良治	一一〇	五（一一一）	五三（五〇一）
商法学方法論に関する一つの反省	手塚 尚男	一一〇	六（一一一）	一（五八三）
——商法解釈方法を中心として——				
政治の墮落過程とプロパガンダ	今井 仙一	一一〇	六（一一一）	一一（六〇三）
——政治哲学序説（三）——				
明治期の安部磯雄	辻野 功	一一〇	六（一一一）	四五（六二七）

判例研究

卷号号頁
号號頁

信仰の相違と婚約の破棄	谷田貝三郎	一一〇	一(一〇七)	四一(四一)
虚偽の嫡出子出生届に養子縁組の効力を認めた事例	前田正昭	一一〇	一(一〇八)	三七(一七五)
相続放棄取消の申述受理後当該相続放棄の有効性を別訴で主張することの可否	國府剛	一一〇	三(一〇九)	一七(一九三)
離婚後親権を行わない親の面接交渉権	佐藤義彦	一一〇	四(一一〇)	五〇(四一四)
現在の法律関係に関する訴えによつて課税処分の無効を争つた事例	上北武男	一一〇	四(一一〇)	五七(四二一)
民法第八二六条の利益相反行為にあたるとされた事例	宮井忠夫	一一〇	五(一一一)	八五(五三一)
意思能力のある子の法定代理人による認知の訴	前田正昭	一一〇	六(一一一)	七三(六五五)
資料				
西ドイツ非嫡出子法の改正について(1)——政府草案の発表を機縁として——	佐藤義彦	一一〇	一(一〇七)	五〇(五〇)
イギリス法における Realty Settlementについて(1)	金原光蔵 吉田みのり	一一〇	一(一〇七)	六〇(六〇)
一九二五年以後				

(訳注) 旧唐書刑法志 (六) 内田 智雄 110 一 (107) 七〇 (七〇)
 エメット・S・レッドフオード「行政における理想と現実」(11) 君村 昌 110 一 (107) 九五 (九五)
 わが国の政党政治形成期に関する一考察 天野 真宏 110 一 (107) 一一一 (111)
 ——政党と軍部との関係を中心として——

マールクス・キケロー「国家について」(1) 岡 道男 110 一 (108) 四二 (一八〇)

(訳注) 旧唐書刑法志 (七) 内田 智雄 110 一 (108) 八九 (一一七)

イギリス法における Realty Settlement 金原 光蔵 110 一 (108) 一〇六 (一四四)
 について (二) 吉田みのり 110 一 (108) 一一一 (一一一)

——一九二五年以後——

トインビーの文明論構想について 門間都喜郎 110 一 (108) 一一七 (一一五五)

マールクス・キケロー「国家について」(1) 岡 道男 110 三 (109) 二七 (一一〇一)

西ドイツ非嫡出子法の改正について (1) 佐藤 義彦 110 三 (109) 六九 (三四五)
 ——政府草案の発表を機縁として——

イギリス法における Realty Settlement 金原 光蔵 110 四 (110) 六六 (四一〇)
 について (三) 吉田みのり 110

——一九二五年以後——

レオン・デュギーにおける
法の概念と社会法（一）

佐々木允臣 一一〇 四（一一〇） 七五（四三九）

エメット・S・レッドフォード
「行政における理想と現実」（四）

中村 昌一 一一〇 五（一一一） 九四（五四二）

アメリカ不法行為判例訳選（五）
自動車運転者の同乗者に対する責任
——過失の程度——

藤倉皓一郎 一一〇 五（一一一） 一一二（五六〇）

（訳注） 旧唐書刑法志（八）

内田 智雄 一一〇 六（一一一） 七九（六六一）

エメット・S・レッドフォード
「行政における理想と現実」（五）

君村 陽一 一一〇 六（一一一） 九九（六八一）

国家の発展段階の区分について
——ソビエト国家の場合——

金子 道雄 一一〇 六（一一一） 一一七（六九九）

書評

大谷 実著「刑事責任の基礎」

中山 研一 一一〇 五（一一一） 一一三（五七一）